

■ 日本道徳教育学会支部活動補助金規約

1. 日本道徳教育学会会員による研究活動を促進し、会員相互の交流を図り、もって学会活動の活性化を実現するために「日本道徳教育学会支部活動補助金制度」を新設する。
2. 日本道徳教育学会支部は、支部会員が主体となって道徳教育に関連する研究または研究会を開催する活動を企画し、「日本道徳教育学会支部活動補助金」（以下、補助金と略す）の申請をすることができる。
3. 補助金の申請は年度毎とし、補助金額は、1支部上限10万円とする。
4. その他、細目は別途定めるところによる。
5. 本規約は、2024年3月24日に発効する。

■ 日本道徳教育学会支部活動補助金規約の運用に関する理事会申し合わせ

「日本道徳教育学会支部活動補助金規約」（以下「規約」と略す）の運用については、当面、次のように取り扱うものとする。

1. 補助金を申請する支部は、事務局の定める様式により、下記の事項を含む申請書を作成し、事務局長宛に提出する。
 - (1) 支部名・支部長名
 - (2) 申請年度の活動計画
 - (3) 補助金対象費目と金額（概算）
 - (4) 責任者（氏名・連絡先）
 - (5) 支部会員数
2. 活動計画には、申請年度の活動予定全体を示すこととする。
3. 補助金の対象費目は、「講師謝金（会員以外）、講師旅費、通信費、会場費、会議費（含む茶代）、資料印刷費、成果刊行物印刷費等」とする。なお、講師謝金は、講師が学会員以外の場合に限り、支出するものとする。
4. 補助金の申請期限は、当該年度の5月31日とする。
5. 申請書は、理事会で審査し、「日本道徳教育学会支部活動補助金規約」の支給要件を充たすと判断したものにつき、受理の通知をする。
6. 補助金を申請した支部は、所定の様式により、補助金の費目別支出額を含む活動報告・支部全体の会計報告を作成し、当該年度の2月末までに事務局長宛に提出する。
7. 会計報告の提出時には、補助金対象費目に係る領収書原本を事務局長宛に郵送する。
8. 上記運用申し合わせの実施につき実際上の問題が生じた場合には、理事会で検討する。
9. この申し合わせは、2024年3月24日より発効する。